

中間検査（盛土規制法第 18 条）

1. 申請書類

No.	書類名称	内容	備考, 関係規定
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	<input type="checkbox"/> 省令様式第十三	■盛土規制法施行規則第 46 条
2	平面図	<input type="checkbox"/> 検査対象工程に係る工事の内容	

※特定工程とは、特定工程後の工程盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水を対象）を設置する工事をいいます。（盛土規制法施行令第 24 条第 1 項）

※**特定工程が完了した日から 4 日以内に中間検査の申請を行ってください。**（盛土規制法施行規則第 45 条）

※中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。（盛土規制法第 18 条第 3 項）

※特定工程後の工程とは、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事をいいます。（盛土規制法施行令第 24 条第 2 項）

2. 検査手数料

土地の面積	金額
0.3ha 以内	2,700 円
0.3ha を超え 2ha 以内	5,400 円
2ha を超え 4ha 以内	10,800 円
4ha を超え 7ha 以内	21,600 円
7ha を超え 10ha 以内	37,800 円
10ha 超	54,000 円